

中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金

青森県では、新型コロナウイルス感染症の長期化や電力・ガス料金等の高騰により売上が減少している県内中小企業者等の皆様に対し、事業継続の下支えとしていただくため、次のとおり「燃料価格高騰対策緊急支援金」を給付することといたしました。

支援金の額

1事業者あたり **法人10万円 個人事業主5万円**

※県内に複数の事業所がある場合でも給付金額は変わりません。

申請期限
R5.2.10

対象者

令和4年11月1日時点で県内に事業所を有する中小企業や個人事業主など

【給付対象外となる事業者】

- (1) 県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付を受ける事業者
 - ①私立学校物価高騰対策事業費補助（県総務学事課）
 - ②地域公共交通事業継続特別対策事業費補助（県交通政策課）
 - ③貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業費補助（県交通政策課）
 - ④医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（県健康福祉政策課）
- (2) 農林水産収入を主とする事業者

※大企業など支援金の給付対象外となる事業者があります。

給付要件 ※開業間もない事業者には、開業特例があります。

以下の3つの給付要件を満たすことが必要です。

要件1 減収要件

事業収入に伴う税の申告をしており、かつ、令和4年1月～12月の間で連続する2か月の合計事業収入が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同期比で30%以上減少していること

要件2 事業継続意思要件

令和4年11月1日時点において、県内で事業を営んでおり、今後も県内で事業を継続していく意思があること

要件3 事業収入要件

直近の事業年度における事業収入が、法人の場合は240万円以上、個人事業主の場合は120万円以上であること

申請受付期間 令和5年1月10日（火）～2月10日（金）（消印有効）

申請方法 給付金事務局への**郵送** ※封筒に「給付金」申請書在中と朱書き
【発送先】〒030-0812 青森市堤町2丁目1-1
中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金事務局 宛

申請書入手方法 ①専用WEBサイトからダウンロード
②県庁正面玄関受付、県の合同庁舎等に配置



※必要書類などの制度の詳細については、専用WEBサイトをご確認ください。

問合わせ先 中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金コールセンター

電話番号：0120-96-1229（通話料無料）

開設期間：令和4年12月23日（金）～3月10日（金）

受付時間：午前9時～午後5時まで（土日祝日、12/29～1/3を除く）